

## 第4回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成29年2月22日(水) 14:00～

場 所：京都ガーデンパレス「桜」

### 会議次第

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要

(2) 京都府いじめ調査の結果について

(3) 文部科学省いじめ防止対策協議会について

(4) 平成29年度当初予算(案)について

3 その他

4 閉会



## 説明 1

### 平成28年度第3回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成28年11月30日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 京都平安ホテル「葵」
- 3 出席者 【委員】7名  
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 他  
【傍聴者】なし
- 4 概 要  
(事務局からの説明事項)
  - (1) 前回委員会の概要
  - (2) 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
  - (3) 文部科学省いじめ防止対策協議会について
  - (4) 「学校の組織力向上プラン」～チーム学校の推進～について

#### <主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

#### 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

- 京都府では、私学にも相当数の子どもが通っている状況の中で、いじめの認知件数は公立に比べて低いと思うが、助言したりすることはあるのか。
- 私学も含め、広く関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡会議」において、京都府のいじめの状況を情報共有し、公立学校の取組の情報提供、各機関の取組の情報交換を行うとともに、共同でネットいじめの講演会を開催している。
- 生徒間暴力の件数や再犯率といじめとのリンクや、不登校の原因がクラスでの人間関係となっているようなものといじめとの関係についての分析はあるのか。
- 生徒間暴力にいじめの視点が入っていない事例が見受けられる。被害者側から見たら「いじめ」の可能性もあり、被害者支援という視点から立体的な構造の中で教育相談や生徒指導に取り組む必要がある。
- 生徒間暴力は、本年度は減少傾向にあるが、いじめとケンカの関係について、いじめに該当しないケンカというのは限定的であるとの議論もあり、学校でもそのあたりを理解して把握していく必要がある。  
不登校については、前年度比では増加、千人当たりで見ると全国平均よりも少し下回る。いじめとの関係では、昨年度から、未調査者、特に学校に来ていない子どもの状況を丁寧に把握しようということで、取り組んでいる。
- 「保護者や家族に相談する」が、全国に比べ京都は低くなっているのは、何か特定の理由があるのか。

- 京都府の場合、学校が行うアンケートで嫌な思いをしたと印を付けた子は必ず教員が対応するので、「先生と相談した」となり、保護者への相談にまで至らないケースが多いのではないかと思う。
- アンケート調査を年1回しかしていない学校があるのは、気になる。複数回実施する必要がある。
- いじめの解消について、京都府は認知が多く、解消も多いことは非常にいい形であると思うが、解消率が高すぎると感じる。第1段階の中でも解消していないものがかなりあるのではないか。被害者側の受け取り方をきっちり把握しているのか。京都府として、先駆けて何らかの方針や方向性を出すべきと考える。
- 解消率については、広くいやな思いをしたものからいじめとして拾いあげているので、高くなっているものと考え。解消については、国においても定義の明確化が議論されているところであり、それも踏まえて、検討していきたい。
- いじめを認知していない学校が京都府にもあるが、本当にそうであるならば素晴らしいことだが、気付いていないと言うことであれば、対策が必要である。地域性や傾向の分析があれば良い。
- いじめを認知していない学校があることについては、小規模校などで実際にそうである場合も考えられるが、大規模校であれば危ない場合もある。そもそもいじめはあることを前提にして捉えていく必要があり、本当はないのかを引き続き丁寧な啓発していく必要があると考えている。
- 少人数の方が、人間関係が濃密で固定化してしまうので、起こった場合、深刻化するケースもあり、注意が必要である。

#### **文部科学省いじめ防止対策協議会について**

- 守秘義務を理由に何もしないまま放置されているケースや担任の若さや教員の多忙を理由に対応が遅れているケースが見受けられる。
- いろいろないじめの取組を行っているが、最後のよりどころとして、現場の教員の意識の高さ、アンテナを高く張ってささいな事象を拾って、適切に対処することが大切である。若手の教員も増えていることから、採用前の段階から、研修等の機会を捉えて、緊張感を持った意識付けに取り組んでいる。  
守秘義務については、被害者側が拘る場合があるが、それを盾に何もしないというのは基本的にあってはならないことだと考える。
- 守秘義務に関しては、不登校の問題に関わって、文部科学省の方で、個人情報保護法や個人情報保護条例に照らして、子どもの福祉や安全のためという目的があれば、守秘義務や個人情報の保護に違反しないという例外項目の解釈の仕方が整理されている。そのあたりを学校現場にも周知する必要がある。
- 若い教員の中にも感性のいい人もいるが、その一方でベテランの教員が過去のいじめの定義にとらわれて、相談しても組織として動けないようなことも想定されるので、法への教育やいのちの教育が必要である。

- それぞれの教員に経験値や考え方があるが、とにかく、これはいじめではないかという、いつもセンシティブな感覚を高めて、組織にあげていくということをさらに指導していかなければならない。そして管理職が、それを学校のいじめ対策組織で組織的に対応していくマネジメント能力が求められる。
- 多忙な中ではあるが、自殺予防、いじめへの対応を日常業務の中で最優先の事項として位置付けるように促すことは重要なことである。
- いじめで不登校的な状況になっている事案では、本当に校内で組織的に対応されたのか、教育委員会に報告されたのか、重大事態の2号の定義に当てはまる可能性があることを認識して取り組んでいたのかが気になる。
- いじめ対応において、校内の組織的対応、教育委員会との連携、そして事案によっては重大事態の可能性を考えておかないと、後手に回ると、他府県のようなことになりかねない。
- 保護者対応等も含め、若い教員がベテランの教員から見て学べる職員室や学校の雰囲気があることが大切である。
- 他府県で起こっている「原発いじめ」は、他の国であればレイシズムの一種になる。特定の集団に所属している人に対する執拗なヘイトの一種であり、学校が差別としてしっかりと教えていかないといけない問題である。
- いろんな事情で、休んでいる子どもへのケアができないまま、日数が経っていくと、30日が過ぎて重大事態になっていく。若い教員には、とにかく自分のアンテナをよく張って、先輩教員や管理職に伝えていくことの指導と、それを受け止めた先輩教員や管理職が法に沿って対応していく危機管理の指導をさらに徹底していくことが必要である。
- 文部科学省も会議等の資料に具体的な事例を載せているが、現場の教員に伝えるには、抽象的な話よりも、事例をデフォルトして具体的にこういうことが起きた、こういう場合はこう考えてほしいというように伝えるのが効果がある。教育委員会として何か工夫が必要ではないか。
- 文部科学省では、依然として、全国的にいじめの捉え方に差があることを踏まえ、一般的に社会通念上いじめとはとらえられないようなものもいじめに該当するという事例を示して啓発しようとしている。  
京都府でも、年度当初に、文部科学省が作成した全国の教職員向け啓発資料を配付しており、今後も意識啓発に取り組んでいきたい。
- 教職員研修などで、成功例、失敗例含めて具体例を紹介し、事例研究できるような工夫が必要かもしれない。
- 重大事態のガイドライン作成が検討されているが、被調査者の意向との兼ね合いで調査委員会の権限というものがどうなるのかを知りたいところである。



## 説明 2

### 平成28年度いじめ調査の実施について（概要）

#### 1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

#### 2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

#### 3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

#### 4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成29年3月末までに調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

#### 5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。

1段階	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
2段階	1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。 ※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あった）ものとする。 (例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。）</li><li>・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの</li></ul>
3段階	・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。 ※なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。 その場合、1段階及び2段階にもカウントする。

- (2) 各段階ごとに「件数」、「解消件数」、「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

#### 6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー等）の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

平成28年度京都府いじめ調査(第2回)の結果について(小中学校)

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	181	19	75	14
無記名式	8	2	8	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の者数(内数)
中学校	30,993	30,804	227	189	141

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							8	5	5	2	0	0
向日市	664	657	10	3	0	0	60	49	33	22	0	0
長岡京市	882	836	81	35	0	0	67	35	32	0	0	0
大山崎町	204	204	22	22	0	0	8	6	2	0	0	0
宇治市	1,788	1,785	11	8	0	0	192	163	31	2	1	0
城陽市	834	816	18	0	0	0	57	51	6	0	0	0
八幡市	733	728	5	0	0	0	59	55	16	12	0	0
京田辺市	823	823	31	31	0	0	67	67	9	9	0	0
木津川市	1,639	1,614	26	1	0	0	131	126	13	8	0	0
久御山町	173	172	1	0	0	0	11	11	0	0	0	0
井手町	38	38	0	0	0	0	6	6	4	4	0	0
宇治田原町	53	52	1	0	0	0	10	9	1	0	0	0
精華町	353	350	4	1	0	0	30	30	0	0	0	0
相楽東部連合	8	8	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
亀岡市	876	870	11	5	0	0	64	63	2	1	0	0
南丹市	262	260	2	0	0	0	10	10	2	2	0	0
京丹波町	114	114	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0
綾部市	285	285	6	6	0	0	29	29	1	1	0	0
福知山市	685	685	3	3	0	0	63	63	9	9	0	0
舞鶴市	949	945	15	11	0	0	158	147	14	3	0	0
宮津市	213	213	0	0	0	0	23	23	0	0	0	0
京丹後市	462	462	0	0	0	0	31	29	2	0	0	0
伊根町	12	12	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
与謝野町	63	63	0	0	0	0	13	11	4	2	0	0
中学校組合							10	6	4	0	0	0
合計	12,113	11,992	247	126	0	0	1,119	1,006	190	77	1	0
平成27年度 2回目	12,456	12,229	348	121	1	0	1,257	1,148	180	71	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		小学校	1段階	6,937	2,506	3,720	1,812	551	1,072	1,448	203
	2段階	129	34	75	38	7	8	15	3	16	325
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1段階	768	149	205	80	21	60	64	61	81	1,489
	2段階	151	30	39	14	2	8	16	10	15	285
	3段階	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	28	66
保護者や生徒が調査に応じない。	24	32
フリースクール等の学校以外の施設に通所	157	91
病気・入院・死亡等により調査ができない。	1	0
その他	3	0
合計	213	189



## 平成28年度いじめ調査(第2回)の結果について(府立学校)

### 1 アンケート調査の状況

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47(8)	0(0)	8(3)	2(0)
無記名式	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)

※ ( )は分校の数で外数

### <対象児童生徒数>

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から連続して未調査の数(内数)
高 校	34,390	34,284	55	106	27
特別支援	1,548	1,540	5	8	3

### 2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階		
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	
高校(全日制)	267	217	61	11	0	0	
高校(定時制)	28	18	10	0	0	0	
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	
高校合計	295	235	71	11	0	0	
特別支援学校	93	60	47	14	0	0	
合計	388	295	118	25	0	0	
平成27年度 第2回調査	高 校	413	318	111	16	0	0
	特別支援学校	72	47	32	7	0	0
	合計	485	365	143	23	0	0

### 3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		高校(全日制)	1段階	172	20	23	8	6	35	13	34
	2段階	40	8	5	1	2	9	2	5	5	77
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	18	1	5	1	0	1	1	2	1	30
	2段階	7	1	1	0	0	0	1	2	1	13
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	55	17	26	8	1	5	5	3	1	121
	2段階	17	7	9	2	1	1	2	0	0	39
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

### 4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	4	2	—	2
保護者や生徒が調査に応じない。	5	1	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	1
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	10	0	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	19	7	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	1
留学中である。	11	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	31	14	—	2
病気・入院・死亡等により調査ができない。	1	1	—	2
合計	81	25	※	8

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(平成27・28年度)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成28年度										
	学校数	第1回調査					第2回調査				
		在籍数	調査数	家訪等による調査者数(内数)	未調査数	前回から連続して未調査の数の内数	在籍数	調査数	家訪等による調査者数(内数)	未調査数	連続未調査(内数)
小学校	210	62,313	62,108	297	205	125	62,282	62,069	46	213	171
中学校	97	31,009	30,799	164	210	109	30,993	30,804	227	189	141
高等学校	47	34,639	34,538	52	101	2	34,390	34,284	55	106	27
特別支援学校	11	1,540	1,527	6	13	3	1,548	1,540	5	8	3
計	365	129,501	128,972	519	529	239	129,213	128,697	333	516	342

学校種	平成27年度										
	学校数	第1回調査					第2回調査				
		在籍数	調査数	家訪等による調査者数(内数)	未調査数		在籍数	調査数	家訪等による調査者数(内数)	未調査数	連続未調査(内数)
小学校	216	63,065	62,851	36		214	62,687	62,478	132	209	174
中学校	97	31,580	31,319	195		261	31,564	31,332	184	232	163
高等学校	47	34,617	34,519	53		98	34,347	34,197	79	150	34
特別支援学校	11	1,546	1,530	10		16	1,545	1,533	26	12	11
計	371	130,808	130,219	294		589	130,143	129,540	421	603	382

2 認知・解消件数

学校種	平成28年度											
	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	13,603	13,465 (99.0%)	268	130	0	0	12,113	11,992 (99.0%)	247	126	0	0
中学校	1,466	1,358 (92.6%)	190	82	1	0	1,119	1,006 (89.9%)	190	77	1	0
高等学校	364	281 (77.2%)	97	14	0	0	295	235 (79.7%)	71	11	0	0
特別支援学校	97	77 (79.4%)	24	4	0	0	93	60 (64.5%)	47	14	0	0
計	15,530	15,181 (97.8%)	579	230	1	0	13,620	13,293 (97.6%)	555	228	1	0

( )は解消率

学校種	平成27年度											
	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	11,946	11,673 (97.7%)	345	72	1	0	12,456	12,229 (98.2%)	348	121	1	0
中学校	1,669	1,519 (91.0%)	207	57	1	0	1,257	1,148 (91.3%)	180	71	0	0
高等学校	421	305 (72.4%)	135	19	0	0	413	318 (77.0%)	111	16	0	0
特別支援学校	92	75 (81.5%)	21	4	0	0	72	47 (65.3%)	32	7	0	0
計	14,128	13,572 (96.1%)	708	152	2	0	14,198	13,742 (96.8%)	671	215	1	0

( )は解消率

3 調査対象期間

第1回調査…4月から1学期以内の任意の期間

第2回調査…1回目調査後から1月まで

4 調査結果の集計区分

【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの

※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く

【第2段階】 1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの

【第3段階】 2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考えられるもの

## 説明 3

### 文部科学省いじめ防止対策協議会資料

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂について
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(案)」について



「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）の改訂について

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（平成28年11月2日いじめ防止対策協議会）	改正前	改正後の案
<p>1. いじめの認知</p> <p>○いじめの定義の解釈の明確化を図る。</p> <p>・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。</p> <p>○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る（※）、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。</p> <p>ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。</p> <p>※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など</p>	<p>5 いじめの定義【P5】</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</p> <p>5 いじめの定義【P5】</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</p>	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事業を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）へ情報共有することは必要となる。</p>
<p>2. いじめ防止基本方針</p> <p>【学校】</p> <p>○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。</p> <p>・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。</p> <p>・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</p> <p>・加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付ける。</p>	<p>【P21・22】</p> <p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。</p>	<p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。</p> <p>学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針に基づき対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</li> </ul>

○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることが考えられる。

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対応に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといった具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第2.2条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直し、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を営む上で安心感を与え、いじめの加害行為の抑止につながる。加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者が抱える問題を解決するための対応方針を定めることとなる。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対応（以下「事案対応」という。）早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な具体的な内容としては、例えばいじめの防止の観点から、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対応のマニュアル」の策定等）、その徹底のため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといった具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対応の行動計画となるよう、事案対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直し、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

いじめの認知件数とともに、学校基本方針に基づき取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修、家庭訪問の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見をとり入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② 学校の設置者として実施すべき施策  
 ○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点  
 ・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価されることを教職員に周知徹底するとともに、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしななければならない。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見をとり入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

[P20] ② 学校の設置者として実施すべき施策  
 ○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点  
 ・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う

○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。  
 ・学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせらる仕組みを構築する。  
 ・学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

○教育委員会等（教育委員会、学校法人、国立大学法人。以下同じ。）及び都道府県私立学校担当部局が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。





<p>3. 学校のいじめ対策組織・いじめの早期発見・情報共有</p> <p>【学校のいじめ対策組織】</p> <p>○いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事業の対応を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることとを改めて周知する。教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が、当該組織の活動状況を点検する。</p> <p>○生徒指導専任教員を中心とした組織的な指導体制の構築を支援する。</p>	<p>【P22・23】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。</p> <p>また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。</p> <p>当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</li> <li>○ いじめの相談・通報の窓口としての役割</li> <li>○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割</li> <li>○ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの疑いの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の照取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割</li> </ul> <p>などが想定される。</p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。</p> <p>また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。</p> <p>当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</li> <li>○ いじめの相談・通報の窓口としての役割</li> <li>○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割</li> <li>○ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割</li> <li>○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割</li> <li>○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</li> <li>○ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割</li> <li>○ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）</li> </ul> <p>などが想定される。</p>
---	---	---

○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、朝礼の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で挨拶する等）を実施するよう教育委員会等が指導し、実施状況を確認する。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているかどうかを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、さまざまな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの対応が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるかどうか判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、さまざまな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

【P23・24】

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようなど、柔軟な組織とすることが有効である。

(8) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。ちとが望まぬことこれに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようになるなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を効果的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

各学校において、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を効果的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

【学校内の情報共有】

- 組織的対応の意義を再度周知し、教職員の意識改革を促す。
- ・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となる。
- ・いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的である。
- ・管理職として、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境作りに取り組む必要がある。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対応について、基本方針（マニュアル等）で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。
- ・各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。

【P22】

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

【P23】

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

<p>○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること(※)、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。</p> <p>※教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。</p>	<p>【P25】(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</p> <p>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</p> <p>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>
<p>○児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるよう促す。</p>	<p>【P19】(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する</p> <p>【P21】</p> <p>○学校運営改善の支援</p> <p>・教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する</p>	<p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する</p> <p>生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む業務負担の軽減を図る。</p> <p>○学校運営改善の支援</p> <p>・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等による学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する</p>

<p>○ 学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。</p>	<p>【P20】 ② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</p> <p>・ 各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う</p> <p>・ 各教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の児童生徒の理解、未然防止や適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</p> <p>・ 各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにならなければならない。したがって、各教育委員会は、いじめの認知件数とともに、学校基本方針に基づき取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの発行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修、家庭訪問の実施）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う</p> <p>・ 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の児童生徒の理解、未然防止や適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う</p>
<p>【学校から教育委員会等に対する報告】</p> <p>○ 教育委員会等として、積極的に学校を訪問して状況を確認するとともに、教育委員会等に報告することによるメリット（外部専門家による支援、警察等関係機関との連携、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣）を具体的に示しながら対応を促す。</p>	<p>【P19】 (5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <p>・ 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</p>	<p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <p>・ 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</p>

<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにするよう、取組を促す。</p>	<p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援</p> <p>○ いじめの未然防止に向けて、<u>幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つ機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・推進する。</u></p>	<p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援</p> <p>○ いじめの未然防止に向けて、<u>幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つ機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・推進する。</u></p>
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際、具体的な事例とともに児童生徒に<i>いじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</i></p>	<p>【P10】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p>	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 児童会・生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>
<p>【早期発見】</p> <p>○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。 (児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。)</p>	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実</p>	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>
<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>

○ 学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考  
え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、  
当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の  
教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を  
深めるための啓発その他必要な措置を講ずる

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児  
童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組とし  
て、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること  
等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本  
は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規  
律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業  
づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじ  
めの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには  
児童生徒の協力が必要とならず、学校いじめ対策組織への報告をほじ  
徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をほじ  
めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる  
よう努める。

(5) 地方公共団体等が実施すべき施策

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備：

周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時  
間子供SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の  
充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を  
域内の関係各者に周知徹底する等）

・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相  
談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場  
合、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知す  
る（スクールカウンセラーの相談日の案内、教育相談センター職

○ いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生  
徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生  
徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止  
することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な  
措置を講ずる

[P24]

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児  
童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。  
また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケ  
ーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加  
・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

[P16]

(5) 地方公共団体が実施すべき施策

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備：

周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携

（例えば都道府県が、「24時間いじめ相談ダイヤル」や教育相談  
センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、  
市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等）

○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、  
教育相談センター等が、児童生徒から活用されるよう、  
自らの取組を積極的に周知する（学校への訪問、見学  
会の実施等）。

・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
等が、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場  
合は、自らの一員であることを児童生徒、保護者等  
に積極的に伝える取組を行う。



<p>員による学校訪問、教育相談センターの見学会の実施等)、特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。</p> <p>・ 周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながる具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。</p>	<p>○相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を行う。</p>	<p>【早期発見】</p> <p>○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p>
<p>○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実</p> <p>・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す</p>	<p>【P18】(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実</p> <p>・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す</p>	<p>○ 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p>
<p>○ 都道府県私立学校主管部局の体制</p> <p>私立学校主管部局において、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する</p>	<p>○ 都道府県私立学校主管部局の体制</p> <p>私立学校主管部局において、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する</p>	<p>○ 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p>
<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。</p>	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる</p>	<p>○ 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p>
<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ii) 早期発見</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンケートを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の要諦や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。</p>	<p>【P25】</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ii) 早期発見</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンケートを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>	<p>○ 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p>

アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。

5. いじめへの対処

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。

【P25】(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置  
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならぬ。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置  
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校がいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校がいじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

<p>また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注視深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。また、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質をもつため児童生徒が行動に移しやすいため、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与えうる可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対応する体制を整備する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 教育委員会に対して、出席停止措置の手順、出席停止中の加害者に対する支援を含む留意事項等を示し、必要な場合に出席停止措置を適切にとることができよう支援を行う。</p>	<p>[P19]</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる</li> </ul> </li> </ul>	<p>[P12]</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対応する体制を整備する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 情報モラル教育の充実を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること</li> <li>・ いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる等の取組を推進する。</li> </ul>		

<p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関との連携又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には学校ネットワークの実施、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等が想定される</li> <li>・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば、都道府県がネットワークの実施体制を整備し、市町村は都道府県の実施するネットワークへの必要な協力をする等）</li> </ul>	<p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には学校ネットワークの実施などが想定される</li> <li>・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば、都道府県がネットワークの実施体制を整備し、市町村は都道府県の実施するネットワークへの必要な協力をする等）</li> </ul>	<p>6. 重大事態への対応</p> <p>○本来1号重大事態として扱うべきものであるが判断が分かれているような事例等、具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る。</p> <p>○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たるとして徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。</p>
<p>※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>	<p>【P26】</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。</p>	<p>○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。</li> </ul>
<p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。</p> <p>教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保しておくことも重要である。</p>	<p>【P14】</p> <p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。</p>	<p>○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。</li> </ul>

7. 法の理解増進等

<p>【保護者及び地域に対する周知】</p> <p>○PTAの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのPTA関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。</p>	<p>【P11】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するた め、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催す る。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取 組についての理解を促すよう、広報啓発を充実する。</p>	<p>(3) いじめの問題の防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するた め、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催す る。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取 組についての理解を深めるべく、PTAなどの関係団体等との連携 を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実 する。</p>
<p>○学校評議員、学校運営協議会及び学校支援地域本部が設置されている場合には、学校は必ず当該学校のいじめに係る状況及び対策を報告・議論するようにするなど、教育委員会等及び学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進する。学校がこれらの仕組みを設けていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携を進める。</p> <p>○地域の関係機関等との連携を確保するため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を促す。</p>	<p>【P21】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する</p> <p>・学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供する とともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。</p>
<p>【教職員に対する周知】</p> <p>○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>【P14】</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>(3) いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に 応じて決定する。</p>	<p>2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>(3) いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>学校と地域との関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の 実情に 応じて決定する。</p>
<p>【教職員に対する周知】</p> <p>○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>【P10】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上</p> <p>教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、独立行政法人教員研修センターや教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上</p> <p>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉</p>

<p>の専門家等を活用し、教職員のカウンセラー・セラピー能力等の向上のための研修内研修を推進する。</p> <p>また、大学の教員養成課程や免許更新講習において、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めることができるよう、実践的な内容の充実を促す。</p>	<p>また、大学の教員養成課程における、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を促す。</p>	<p>【国立及び私立の学校への支援】</p> <p>○教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、国立の学校・都道府県私立学校担当部局と教育委員会との連携を促す。</p> <p>・国立及び私立の学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、設置者及び都道府県私立学校担当部局による、都道府県の「いじめ問題対策連絡協議会」への参画を促す。</p>
<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。</p>	<p>【P19】 ② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる</p>	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する</p>
<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。</p>	<p>【P25】</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。</p>
<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p>iv) その他</p> <p>国立大学に付属して設置される学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保に努めるとともに、都道府県私立学校担当部局は、教育委員会との連携確保に努める。</p>	<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。</p>

<p>【高等専門学校、専修学校等におけるいじめ防止等の対策】</p> <p>○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。</p> <p>○高等専門学校、専修学校等が、教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等が受けられるよう、教育委員会との連携を促す。</p>	<p>【P35】</p> <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>高等専門学校は、いじめの問題への対応において、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、高等専門学校の設置者は、日常的に教育委員会との連携確保に努める。</p>
<p>【いじめ事案に関する調査研究】</p> <p>○具体のいじめの重大事案について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。</p>	<p>【P11】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また、いじめの防止及び早期発見のための方策（学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルの在り方、学校いじめ対策組織の活動の在り方等）や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、各地方公共団体によるいじめの重大事案に係る調査結果の収集・分析等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。</p>

「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の改訂について  
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）別添2

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（平成28年11月2日「いじめ防止対策協議会」）	改正前	「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」の改訂後の案
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒に「いじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</p> <p>○弁護士等による法教育により、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、</p> <p>・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること</p> <p>等について、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。</p>	<p>【P2】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。</p>	<p>(1) いじめの防止</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。</p>
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。</p> <p>○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。</p>	<p>【P2】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意</p> <p>なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにはかかわらず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。</p>	<p>(1) いじめの防止</p> <p>ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意</p> <p>なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにはかかわらず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。</p>



また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たることが必要である。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについて、は、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4. いじめの未然防止・早期発見

【早期発見】

○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。

○アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。

【P3】

(3) いじめに対する措置

② いじめの発見・通報を受けたときの対応  
発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認の結果は、校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(3) いじめに対する措置

② いじめの発見・通報を受けたときの対応  
発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認の結果は、校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

児童生徒から学校の教職員にいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

<p>5. いじめへの対処</p> <p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。</p>	<p>【P20、P21・22】</p> <p>(3) いじめに対処する措置</p> <p>③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援 いじめが解消したと思われ、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。</p> <p>⑤ いじめが起きた集団への働きかけ いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。</p>	<p>(3) いじめに対する措置</p> <p>③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援 いじめが解消したと思われ、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。</p> <p>⑤ いじめが起きた集団への働きかけ いじめが解消した上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけでなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。</p>
<p>【教職員に対する周知】</p> <p>○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解できるよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>【P22・23】</p> <p>(4) その他の留意事項</p> <p>② 校内研修の充実 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。</p>	<p>(4) その他の留意事項</p> <p>② 校内研修の充実 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。</p>

**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン  
(素案)**

**平成29年〇月〇日  
文 部 科 学 省**

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（素案）

## 目次

### はじめに

- 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第2 重大事態の疑いを把握する端緒
- 第3 重大事態の発生報告
- 第4 調査組織の設置
- 第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等
- 第6 調査の実施
- 第7 調査結果の説明・公表
- 第8 個人情報の保護
- 第9 調査結果を踏まえた対応
- 第10 地方公共団体の長等による再調査

## はじめに

- 平成25年6月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。
- しかしながら、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。
- 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

## 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

### (基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして＝自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う責任を果たす覚悟をもつこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。~~ときに、「事態を大事（おおごと）にしたくない」という被害児童生徒・保護者の意向を踏まえ、学校の設置者及び学校が、「重大事態として取り扱わない」、「第三者調査委員会を実施しない」という判断に傾くことがある。しかしながら、重大事態の調査は、第三者調査委員会による調査を行うときであっても、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、その~~  
~~ような被害児童生徒・保護者の意向を、上記の判断の理由とすることは不適切である。~~  
学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないこと

を選択するようなことがあってはならない。

- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、ときに学校の説明を聞き入れないなどの対応が遺族によりなされる場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。決して、学校の設置者及び学校は、「拒否されたから説明しなかった」という言い訳をするのではなく、必要な時間をとりながら説明を尽くすこと。
- 被害児童生徒・保護者に学校の提案を受け入れてもらえないなど、対応に困難が生じる場合があるが、学校の設置者及び学校は、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

## 第2 重大事態を把握する端緒

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。); 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(重大事態の範囲)

- 重大事態の定義 (事例) ※重大事態として扱われた事例【別紙】
- 誤った重大事態の判断を行った事例等
  - ①明らかにいじめにより心身に重大な被害(骨折、脳震盪という被害)が生じており

~~るにもかかわらず、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、~~欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

○ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより~~られ~~て重大な被害が生じた」事態に至ったという申立てがあったとき（「児童生徒間でトラブルがあり学校に行きたがらない」といった申立てや、人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

~~ただし、訴えがあれば全て「疑い」が生ずるものではない。心身や財産への被害が生じていないなど、明らかに、児童生徒や保護者からの訴えの内容に係る被害が生じていない場合は、その旨を被害児童生徒又はその保護者に対して説明すること。~~

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)



- 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

### 第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合 (いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第298条から第32条まで）。この対応が行われないを怠る場合又は対応が遅れる場合、法に違反するばかりでなく、地方自治体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生~~の~~報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないこと又は遅れることは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校及び~~国立大学附属学校~~の場合、学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、及び国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め依頼し、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

### 第4 調査組織の設置

(調査組織の構成)

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

(調査組織の種類)

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者を調査組織に含めるかどうかについても検討すること。

a；学校が主体

~~既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校のいじめ防止対策組織」という。）において行う場合~~

- ・ 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ防止対策組織」という。） 学校のいじめ防止対策組織に第三者（外部の専門家等）を加える場合
- ・ 学校が調査組織（第三者調査委員会）を新たに立ち上げる場合

b；学校の設置者が主体

- ・ 学校の設置者の附属組織（第三者調査委員会）において行う場合

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校のいじめ防止対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、法第23条第2項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校のいじめ防止対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているとき場合は、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げたも行う調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。~~する必要はない。~~

**第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等**

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。

※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

- ~~学校の対応上の問題点が、詳細な調査を待つことなく明らかとなっている場合は、問題があった事実について速やかに被害児童生徒・保護者に説明すること。仮に、事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。~~
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。  
 ※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）  
 ※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

（説明事項）

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的、目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

~~学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。~~

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があれば、当該要望が可能な限り反映されるよう、学校の設置者及び学校は調整を行う。

~~※人選について~~

~~被害児童生徒・保護者が、第三者調査委員会の人選について納得せず、例えば、~~

~~委員の半数以上を被害児童生徒・保護者側の推薦により選出することを要望する場合がある。このような場合、学校の設置者又は学校として、委員の半数以上を被害児童生徒・保護者が選出することは、加害者側や外部から大選の公平性・中立性について疑問を呈される可能性があること、他の分野の専門家が必要であれば、学校の設置者又は学校から、当該専門家の職能団体に推薦を依頼した上で選任することができること、大選の調整がつかない場合、速やかに調査を開始することができずアンケート調査や聴き取り調査において十分な結果を得ることができなくなるおそれがあること~~  
~~を説明し、被害児童生徒・保護者から理解を得ること。~~

### ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

~~学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのか、目途を示すこと。~~  
~~調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。~~

### ④調査事項（対象となるいじめ行為、学校等の対応）

~~学校の設置者及び学校は、予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校等の対応等）を調査するのかを、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。~~

~~なお、第三者調査委員会が調査対象事項を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。~~

### ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

~~学校の設置者及び学校は、重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。~~

### ⑥調査結果の情報提供（被害者側、加害者側に対する提供等）~~個人情報保護の指針~~

~~学校の設置者及び学校は、調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の情報提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を~~

提供するのか、予め説明を行うこと。

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供原則として個人情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行う当該個人の同意を得た上で提供すること及び同意を得られない場合は開示できな  
いことを説明しておくこと。
- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。  
アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行うことも、予め説明すること。また、学校の設置者等の文書管理規則に基づく文書の保存期限を説明し、当該保存期限が到来した際には、調査票を含め、調査に係る文書を廃棄する旨を説明すること。
- 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。 —

○ 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

（自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方）

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じるため、次のことに留意すること。
  - 学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。
  - 記者会見、保護者会など外部に説明する際、その都度、説明内容を事前に遺族に報告すること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

（被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合）【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。また、自明ではあるが、事案が外部に明らかになることの影響を被害児童生徒・保護者に伝え、学校の設置者及び学校が自ら詳細な調査や公表を控えるよう促すことは、あってはならない。

~~(被害児童生徒・保護者への謝罪)~~

- ~~仮に、事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかな場合は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。~~

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。

## 第6 調査の実施

### (1) 調査実施に当たっての留意事項【共通】

(調査対象者、保護者等に対する説明等、~~児童生徒・保護者からの承諾~~)

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・又はその保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明し、承諾を得た上で実施すること。
- また、時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する

場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聞き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。

- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

#### (加害被害児童生徒からの意見聴取)

- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について、意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。＝

#### (記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存する行うこと。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。~~せし、特に、~~アンケートの原本を含むこれらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。  
※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

#### (調査実施中の経過報告)

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。＝

#### (2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

#### (3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

##### ①文書情報の整理

##### ②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、調査対象者に対して被害者又はその保護者に提供する機会があることを、調査に先立ち説明する。

##### ③聞き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

（4）不登校重大事態である場合

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

## 第7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

- 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する説明、調査結果の公表）

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を報告すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

（公表の方法等の確認）

- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。



(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、丁寧に加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

## 第8 個人情報保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示が個人情報に該当するか否かについては、各地方公共団体の情報公開個人情報保護条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

~~(加害児童生徒の氏名)~~

- ~~○ 加害児童生徒の氏名は、多くの場合、被害児童生徒より明らかになっている場合が多いが、調査結果により初めて判明した場合は、各地方公共団体の個人情報保護条例等を遵守しながら、加害児童生徒及びその保護者の同意を得るなどして、被害児童生徒側に提供すること。~~

## 第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導~~（高等学校段階の場合、懲戒処分~~の検討を含む~~）~~を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒処分の検討も適切に行うこと。
- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止、教職員の処分等)

- 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

#### 第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
  - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
  - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（再調査の実施）

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。
- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図したが軽傷で済んだ。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。

※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○おいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

~~④精神性の疾患を発症した場合~~

~~○心的外傷後ストレス障害と診断された。~~

~~○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。~~

~~○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※~~

~~○おいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※~~

④⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

説明 4

京都府のいじめ防止等事業・施策一覧

<p>京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策</p>	<p>平成29年度事業・施策 (●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管)</p>
<p>(1) いじめの防止</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p>	<p>●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布 (7,000千円) ●規律ある行いを実践する教育推進事業 (1,000千円)</p> <p>・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解することで、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成 (各校(園)で活用できる体系化したカリキュラム作成)</p>
<p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携</p>	<p>●いじめ対応のための附属機関等の設置 (1,000千円) (「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営) ◇いじめ対応のための附属機関等の設置 (734千円) (「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営) ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 (定数活用)</p> <p>・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置</p> <p>●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 (1,000千円)</p> <p>・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</p> <p>●いじめ危機管理チーム派遣 (1,000千円)</p> <p>・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</p> <p>◎スクールサポーター配置 (警察)</p> <p>・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣 (26警察署、本部少年サポートセンター (南部・北部) より:計42名配置)</p>
<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上</p>	<p>●生徒指導講座実施 (総合教育センター講座) ●小中学校生徒指導主任会議開催</p>
<p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p>	<p>●PTAとの連携</p> <p>・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施</p> <p>●教職員用ハンドブック等作成・配付 ◎非行防止教室の実施 (警察)</p> <p>・スクールサポーターや現職警察官等による非行防止教室を各学校で開催 (小・中・高:全校で実施)</p>

(2) いじめの早期発見	○ 教育相談体制の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラー配置・派遣 (240,750千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士によるカウンセリング</li> <li>・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助</li> <li>⑳(小:27校、中・高:全校、特支:1)</li> <li>㉑(㉒に加えて、未配置の学校に学期に1回(年3回)派遣できる体制を構築)</li> </ul> </li> <li>● まなび・生活アドバイザー配置・派遣 (135,782千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着、課題を抱える児童に対する家庭支援等生徒指導体制の強化</li> <li>⑳(小:28校、中:29校 高:3校)</li> <li>㉑(㉒に加えて、未配置の学校に学期に1回(年3回)派遣できる体制を構築)</li> </ul> </li> <li>● 心の居場所サポーター配置 (19,573千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置 ㉑(小:16校、中:22校に配置)</li> </ul> </li> <li>● トータル・ハイスセンター教育相談 (6,000千円)</li> <li>● 家庭教育相談 (8,000千円)</li> <li>● 24時間電話相談 (14,876千円)</li> <li>◇ 私立学校修学相談センター支援事業 (4,500千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成</li> </ul> </li> <li>◎ ヤングテレホンの設置 (警察)</li> </ul>
	○ 定期的な実態把握	● 全公立学校(京都市立除く)いじめ調査実施 (年2回)
	○ 地域や家庭との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● &lt;再掲&gt;PTAとの連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施</li> </ul> </li> </ul>
(3) いじめへの対処	○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;再掲&gt;</li> <li>● いじめ対応のための附属機関等の設置</li> <li>● いじめ早期対応緊急指導教員配置</li> <li>● いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</li> <li>● いじめ危機管理チーム派遣</li> <li>◎ スクールサポーター配置 (警察)</li> <li>● スクールカウンセラー配置(小・全中・高)</li> <li>● まなび・生活アドバイザーの配置</li> </ul>
	○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策 (7,818千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校非公式サイトなどネット上の監視(京都市立を除く公立のみ)</li> </ul> </li> <li>● ネットいじめ通報サイト</li> <li>◇ 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策(私学) (4,191千円)</li> </ul>
	○ 学校相互間の連携協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域別生徒主任会議</li> <li>◎ 学校警察連絡会議(警察署単位等)</li> </ul>

# 平成29年度当初予算案主要事項説明

教育委員会

事業名	京都式「学力向上教育サポーター」事業費		
予算額	156,742千円	新規・継続の別	拡充
事業内容  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>目的 対象 方法等</p> </div>	<p><b>1 子どもの学習・生活支援プラットフォーム事業</b> 143,742千円</p> <p>(1) まなび・生活アドバイザー配置 87,191千円</p> <p>(2) 社会福祉士・臨床心理士等派遣 56,551千円 <b>拡充</b></p> <p><b>目的</b></p> <p>(1) 児童生徒の基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着等を図る。</p> <p>(2) 学校で教育と福祉が連携したケース会議を開催できる体制を整備する。</p> <p><b>内容</b></p> <p>(1) 府内の小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置し、児童生徒の基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着等を支援する。 (29小学校21人、中学校18人)</p> <p><b>拡</b>(2) 子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、全ての学校に「社会福祉士、臨床心理士等」を派遣する。</p>		
	<p><b>2 京都式「効果のある学校」推進事業</b> 13,000千円</p> <p><b>目的</b></p> <p>困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進する。</p> <p><b>内容</b></p> <p>小中学校に「学校経営・組織体制」、「発達障害・不登校」、「幼児教育」の3つの専門家チーム（「教育力向上型」サポーター）を派遣するとともに、学区の地域をつなぐ「地域ネットワーク型」サポーターを配置し、学力課題の調査・分析や指導、地域のネットワークづくりを実施する。</p>		
担当課名	学校教育課 指導第1担当 学校教育課 指導第2担当	電話番号	075-414-5833 075-414-5840

